



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 空 港 施 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 博
(コード番号 8864 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 足 利 香 聖
(Tel 03-3747-0251)

役員退職慰労金制度の廃止に伴う新たな役員報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において現行の役員退職慰労金制度を廃止し、新たな役員報酬制度として、取締役報酬については基本報酬以外の賞与・退職手当相当額を業績連動報酬とするとともに、退職手当相当額の一部に株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目 的

役員報酬制度の見直しにより、当社の取締役および執行役員に対し、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲や士気を高めることを目的としております。

2. 内 容

(1) 現行の役員退職慰労金制度の廃止

当社の取締役および監査役に対する退職慰労金制度を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会終結時をもって廃止いたします。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役報酬の業績連動性の強化および株主の皆様との価値共有を図るため社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬型ストックオプションおよび退任時繰延報酬により、また社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬、賞与（業績に連動しない）により支給することとしております。

なお、本定時株主総会においてご承認いただけることを条件として重任する取締役および在任中の監査役に対し在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は各氏の退任した時とします。

(2) 株式報酬型ストックオプションの導入

社外取締役を除く取締役について、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとし、本定時株主総会に取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容決定についての議案を付議いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションの具体的な内容は、以下のとおりです。

①新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とします。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じとします。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数と調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めてないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加させる議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当社株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合、調整後株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡ってこれを適用します。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

②新株予約権の総数

1,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とします。なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は 100 株とします。ただし、上記「①新株予約権の目的である株式の種類および数」に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行います。

③新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日（以下、「割当日」といいます。）においてブラック・ショールズモデルにより算定した公正価額を基準として決定される額を払込金額とします。なお、当社は、新株予約権を割り当てた取締役に対して払込金額と同額の金銭報酬を支給することとし、当社取締役により、金銭による払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内の範囲内で、当社取締役会で定める期間とします。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑦新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、上記「⑤新株予約権を行使することができる期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- 2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人代表者は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。
- 3) その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

⑧新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(注)

本議案による取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに併せて、当社執行役員に対しても、取締役に対する株式報酬型ストックオプションと同様のストックオプションとしての新株予約権を当社取締役会決議により割り当てる予定です。

以上